

特別養護老人ホームこうほく

運 営 規 程

社会福祉法人 あさひ福社会

指定介護老人福祉施設事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人あさひ福祉会が開設する特別養護老人ホームこうほく（以下「事業所」と言います。）が行う指定介護老人福祉施設事業（以下「当事業」と言います。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する必要事項を定め、事業所の医師、その他の従業者（以下「従業者」と言います。）が、要介護の状態（以下、「要介護状態」と言います。）となった高齢者に対し、適正な当事業を提供することを目的とします。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、その利用者が要介護状態となった場合においても可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。

2 当事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険医療サービス又は福祉サービス（以下「保険医療サービス等」と言います。）との密接な連携を図り、良質なサービスの提供に努めるものとします。

(事業所の名称等)

第3条 当事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとします。

- (1) 名 称 特別養護老人ホームこうほく
- (2) 住 所 長野県長野市稲里町下氷鉦682番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に置く従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとします。

- (1) 管 理 者 1名 特別養護老人ホームこうほく管理者（施設長）は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医 師 1名 嘱託医師
- (3) 生活相談員 1名以上 常勤とする。
- (4) 介護職員又は看護職員は、利用者の数が3又はその端数を増すごとに常勤1人以上（介護職員、看護職員のうち、それぞれ1人は常勤）とする。
介 護 職 員 20名以上（常勤換算）
看 護 職 員 3名以上（常勤換算）
- (5) 施設ケアマネジャー 1名（常勤換算）
- (6) 管理栄養士 1名 栄養ケア・マネジメント計画の作成等、入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行う。
- (7) 機能訓練指導員 1名
- (8) その他の従業者 2名
- (9) 事務職員 1名以上 当事業の提供に必要な事務を行う。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、60名とします。

(当事業の提供方法)

第6条 当事業の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得るものとします。

2 事業所は、居宅介護支援事業者その他保険医療サービス等を提供する者との密接な連携により、利用者が当事業を利用している間も継続的に保険医療サービス等を利用できるように必要な援助に努めるものとします。

(利用料等)

第7条 当事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とします。

2 前項のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を受けることとします。

(1) 食費の提供に要する費用

(2) 居住に要する費用

(3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 理美容代

(5) 前各号に掲げるもののほか、当事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの。

3 前2項の費用の支払いを受ける場合、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けるものとします。

(介護職員の勤務体制)

第8条 介護職員の勤務体制は、交替制で行います。

2 夜間の介護職員の勤務については、夜勤職員として3名を配置します。なお、夜勤の勤務職員のほかに宿直職員1名を配置します。

(介護)

第9条 当事業の提供に当たっては、在宅生活への復帰を図ることを基本とし、利用者の心身の状況及び家庭環境等に応じ、利用者の自立支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行います。

2 入浴は、1週間に2回以上特別浴槽を用いた入浴や介助浴等、適切な方法により入浴を実施します。なお、入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行うこととし、入浴が困難な場合は、清拭を実施するなど利用者の清潔保持に努めます。

3 排泄の介護にあたっては、利用者の心身の状況や排泄状況などを基に自立支援を踏まえて、トイレ誘導や排泄介助について適切な方法により実施します。

4 おむつを使用せざるを得ない利用者に対しては、利用者の心身及び活動状況に適したおむつを提供するとともに、利用者の排泄状況を踏まえて実施します。

5 前各号に定めるほか、利用者の生活面で積極性を向上させるため、離床、着替え、整理など利用者の心身の状況に応じた日常生活上の世話を適切に行います。

6 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為等は行わないものとします。

(食事の提供)

第10条 利用者の年齢、身体的状況に応じた適切な栄養量及び内容の食事の提供を行い、食事時間は適切なものとします。病弱者に対する献立については、必要に応じ医師の指導を受けるものとします。

(記録の整理)

第11条 事業所は、次の各号の掲げる記録を整備するものとします。

- 2 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録
- 3 当事業に関する次の記録
 - (1) 施設サービス計画書
 - (2) 提供した個々の当事業に係る記録
 - (3) 栄養ケア計画等に係る記録
 - (4) 緊急やむを得ない場合に行った身体的拘束等に関する記録
- 4 利用者が、次の各号のいずれかに該当した場合の市町村への通知
 - (1) 正当な理由なしに当事業の利用に関する指示に従わないことにより要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
 - (2) 偽り、その他不正な行為によって保険給付を受け又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第12条 利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治の医師、又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとします。

- 2 非常災害に際しては、消防法施行規則第3条の規定による消防計画により対処することとし、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期することとします。

(虐待の防止の為の措置に関する事項)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止の為の指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止の為の研修を定期的（年2回以上）実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営についての重要事項)

第14条 事業所は、従業者の資質の向上のために当事業に関する適切な研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備するものとします。

- (1) 採用時研修・・・・・・採用後1カ月以内
- (2) 継続研修・・・・・・年1回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務を負います。
- 3 従業者であった者は、従業者でなくなった後においても、引き続き前項に規定する義務を負います。
- 4 事業所に損害賠償責任が生じた場合には、加入する全国社会福祉協議会の社会福祉施設総合賠償補償共済により対処することとします。
- 5 本規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人あさひ福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附 則

- 1 本規程は、平成12年9月1日から実施します。
- 2 本規程は、身体的拘束その他の条文を加えて改定したので、平成17年10月1日

から実施します。

- 3 本規程は、第4条従業者の員数、第7条2項(2)利用料等を改正したので、平成20年1月1日から実施します。
- 4 本規定は、第4条(従業者の職種、員数及び職務内容)及び第8条(介護職員の勤務体制)及び第10条(食事の提供)及び第11条(記録の整理)の内容を改定し、平成25年11月1日から実施します。
- 5 本規定は、第5条(利用定員)の内容、利用定員53名から60名に改定し、平成27年10月1日から実施します。
- 6 本規定は、第4条(従業者の職種、員数及び職務内容)の(2)の医師(嘱託医師)の人数を2名から1名に変更し、令和3年8月1日から実施します。
- 7 本規定は、令和3年度介護保険改正に伴い、新たに第13条に(虐待の防止)を追加し、各条項の内容を見直し、令和6年4月1日から実施します。